

議会運営委員会における委員会活動のまとめ

平成31年3月

当委員会は、平成30年5月11日、平成30年大府市議会第2回臨時会において、現在の構成となった。その後、1年間、年間の中心テーマを「議会の活性化について」と定め、調査研究を進めてきた。

このたび、当委員会委員の任期が満了を迎えるに当たり、調査研究結果を以下のとおりまとめた。

1 委員会の調査研究結果の概要

(1) 議員定数について

大府市議会の議員の定数は、平成26年6月の条例改正により19人となり、現在の議員の任期が始まった平成27年5月からは、議員定数19人で活動してきたところである。現在の議員の任期は、平成31年4月30日をもって満了となり、平成31年4月の統一地方選において議員の改選が予定されている。よって、平成30年度は、今任期の最終年となるため、当委員会では、次期改選における適切な議員定数について調査を行うこととした。

調査の過程においては、全国市議会議長会の「市議會議員定数に関する調査結果」等を基にして、全国814市区の状況や、当市と同様に人口が増加している地域の状況について分析を行った。

委員間の意見交換の中では、この4年間の議会運営の状況や、個々の議員あるいは議会全体の活動量の変化について、また、市民生活及び行政需要の多様化の状況や、昨今の市民感情について意見が交わされたほか、現状の議員報酬に見合った活動ができていくかといった議論、議員定数に下限は存在するのかといった議論、議長裁決の起こりやすさの観点から、議員定数は偶数が好ましいか、奇数が好ましいかといった議論など、様々な意見が交わされた。

協議の結果、各委員・各会派の意見は、①「人口増等を理由に定数を1増やし、定数20人とすべきという意見」、②「この4年間の活動状況等を鑑み、現状の19人で妥当であるという意見」、③「諸般の事情を鑑み、定数を1減じ、定数18人とすべきという意見」の大きく三つに分かれたが、結果として、いずれの意見も多数を占めるに至らなかった。

議会運営委員全員が同一の意見でまとまるようであれば、議会運営委員会から議員定数条例の一部改正議案を提出するという方法も考えられなくはなかったが、委員の意見が一致することはなかったため、最終的には、議会運営委員会からの議案提出は見送ることとなった。

(2) 委員長に対する議員報酬の加算について

議員定数について調査を行った中では、全国市議会議長会の「市議会議員報酬に関する調査結果」等により、全国の市議会議員の議員報酬の状況についても分析を行っている。そのような中において、委員長に対する議員報酬の加算、特に、特別委員長に対する議員報酬の加算についてが新たな議論として浮上し、協議を行うこととなった。

現在、大府市においては、常任委員長と議会運営委員長には、月額1万円の報酬の加算があるが、特別委員長には加算がない。常任委員長と議会運営委員長への報酬の加算は、その職責の重要性を鑑みたものと思われる。

現在、常任委員長、議会運営委員長への加算を行っている市区議会は25パーセント程度であり、特別委員長に至っては約7パーセント程度と少ない。それぞれの議会の運営状況は異なり、委員長の職務の量と質を比較することは容易ではないが、特別委員長の職責は、常任委員長、議会運営委員長と同様に、又はそれ以上に重大であり、特別委員長と常任委員長、議会運営委員長との間に報酬の差があることは、妥当ではないという意見で一致した。

委員長に対する議員報酬の加算を見直す場合、条例改正が必要となるが、単に議員提案で改正することは好ましくないと考える。最終的には、第三者的な立場である特別職報酬等審議会において審議していただき、その答申に基づき検討することが適切であると考える。

(3) 傍聴規則等、障がい者への合理的配慮について

大府市議会傍聴規則については、平成12年秋に現在の議場に移る際に、その一部が改正されたのを最後に、長年、見直しを行っていなかった。その後、平成28年4月に障害者差別解消法が施行され、地方公共団体に合理的配慮の提供が義務付けられるようになるなど、社会情勢も大きく変化してきた。また、表現が時代にそぐわず、傍聴者にとってわかりにくいと思われる規定が目立つようになってきた。

このようなことから、当委員会において、障がい者等の配慮を必要とする傍聴者への対応、同じく配慮を必要とする議場出席者への対応等を中心として、傍聴規則及び会議規則の見直し等について協議を行った。

その結果、傍聴規則の一部改正については、議会運営委員意見交換会での協議の内容を基に、議長より3月4日開催の議会運営委員会に諮問されることとなり、一部の改正内容の必要性に疑問を示す委員はいたものの、最終的には全会一致でこれを了承することとした。

また、会議規則の一部改正については、同日の議会運営委員会において、第1回定例会に提出することに決定し、同定例会の最終日、3月22日の本会議において、原案のとおり可決された。

また、3月4日の議会運営委員会においては、大府市議会先例集の一部改正を行い、傍聴規則の一部改正及び会議規則の一部改正を補完する内容を盛り込んだほか、議会運営委員会の決定事項である「子ども連れの傍聴者の取扱いについて」を改正し、議長が児童に傍聴席への入場の許可を与える基準を見直し、保護者等の同伴者がいる場合の児童の入場について、これまでの小学校5年生以上から、小学校1年生以上に拡大することを決定した。

(4) タブレット端末等、議会のICT化について

タブレット端末等の導入については、これまでも調査研究を行ってきており、直近では、平成28年度の議会運営委員会において調査研究を行っている。その際には、「現時点では時期尚早である」という結論に達したところである。

しかしながら、その後も社会全体でのタブレット端末の普及が進み、タブレット端末等を導入する地方議会も更に増加してきた。

そのような中、今年度には、リース契約の更新を契機として、市職員のパソコンが原則、タブレット端末に置き換わり、大府市として、更なるペーパーレス化、ICT化が進められる環境となってきた。

そこで、当委員会において、ウィンドウズOSのタブレット端末等を導入している神奈川県横須賀市議会を視察するなどして調査研究を行った結果、大府市議会においても、議員1人につき1台のタブレット端末等を早急に導入していくべきであるという意見で一致した。

視察した横須賀市議会では、議会のICT化に関する計画を定めてICT化の目的を明確にし、早い時期から段階的にICT化が進められており、スムーズな運用が図られていた。

そこで、当市議会においても、タブレット端末等の導入の目的等を明確にする必要があると考え、本年3月12日に開催した議会運営委員会において、別添の「市議会におけるタブレット端末等の導入について」を決定し、導入の目的等を明確にすることとした。

執行部が導入したにもかかわらず、市議会だけがタブレット端末を導入しないことは、市全体のペーパーレス化の取組に悪影響を及ぼすことになる。市議会においても、執行部の導入状況にあわせて導入を進め、市議会のペーパーレス化のみならず、ひいては、市議会の議案審議、調査研究活動の充実強化を目指していくべきである。

(5) 一般質問後の反省等について

当市議会における一般質問については、平成25年大府市議会第1回定例会から、再質問以降を一問一答方式により行うこととしている。それ以来、議会運営委員会では、毎定例会の一般質問終了後に振り返る場を設け、委員間の意見交換を行ってきた。

委員からは、議長の議事整理について、そもそもの一般質問の在り方や質問内容の工夫、執行部の答弁の在り方、パネル使用の在り方や使い方の工夫、議場設備の不具合など、毎回様々な意見が出された。これらの意見は、「議会運営委員会ニュース」に掲載し、全議員に周知し、改善に努めた。

しかし、一問一答方式の導入から約6年が経過し、一問一答方式が定着してきたこと、また、振り返りの場において毎回同じような意見が出されること等から、振り返りの場の継続について、一部の委員から疑問が出される場面も見られた。

今後においても、市民にわかりやすい一般質問とするため、ルールを守るとともに、市民サービスの向上につながるような内容となるよう、議員個々が努力する必要があると考えるが、一般質問後の振り返りの場を継続するか否か、あるいは、一般質問に限定せず、定例会そのものの振り返りの場に変更すべきか等については、次期の議会運営委員会において検討していただければと考える。

(6) 大府市議会決算審査要領の一部改正について

委員会における決算の審査については、平成18年に決算特別委員会から各常任委員会への分割付託に切り替わったときから、大府市議会決算審査要領に基づいて行っている。

本年度、11月13日に開催された平成29年度決算審査の反省会（議員意見交換会）において、通告期限と追加質問の取扱いについて、議会運営委員会において決算審査要領の改正を検討してほしい旨の意見が出された。これらについて協議・検討するため、決算審査要領の改正が当委員会に諮られることとなった。

議会運営委員意見交換会における協議・調整の結果、「資料要求、質疑の順序等の協議・調整及び決定のために開催する、通称『調整委員会』の開催日時を変更すること」「当初予算審査の場合と同様、決算審査においても、『調整委員会』において了解が取れば、質問の追加を認める扱いとしていくこと」でまとめ、平成31年2月21日の議会運営委員会において、決算審査要領の改正を決定した。

2 委員会の経過

(1) 平成30年5月11日（金） 議会運営委員会

- ・ 正副委員長の互選
- ・ 閉会中の調査研究付託案件についての協議（決定）

(2) 平成30年5月25日（金） 議会運営委員意見交換会

- ・ 今後の委員会活動についての協議

(3) 平成30年6月13日（水） 議会運営委員意見交換会

- ・ 6月議会の一般質問に対する意見交換

- ・今後の委員会活動についての協議

(4) 平成30年8月7日（火） 議会運営委員意見交換会

- ・議会の活性化についての協議
 - ①タブレット端末等、議会のICT化について
 - ②議員定数について
 - ③傍聴規則等、障がい者への合理的配慮について

(5) 平成30年9月14日（金） 議会運営委員意見交換会

- ・9月議会の一般質問に対する意見交換
- ・議会の活性化についての協議
 - ①議員定数について
 - ②タブレット端末等、議会のICT化について
 - ③傍聴規則等、障がい者への合理的配慮について

(6) 平成30年9月27日（木） 議会運営委員会

- ・委員派遣（県外視察）についての協議（決定）

(7) 平成30年9月27日（木） 議会運営委員意見交換会

- ・委員派遣（県外視察）についての協議（質問事項等の検討）
- ・議会の活性化についての協議
 - ①議員定数について（協議終了）
 - ②委員長に対する議員報酬の加算について

(8) 平成30年10月10日（水）・11日（木） 委員派遣（先進地視察）

- ・埼玉県所沢市議会
所沢市議会の広聴広報、議会活性化の取組について
- ・神奈川県横須賀市議会
タブレット端末・ペーパーレス会議システムについて

(9) 平成30年10月30日（火） 議会運営委員意見交換会

- ・視察終了後の意見交換
- ・議会の活性化についての協議
 - ①タブレット端末等、議会のICT化について
 - ②委員長に対する議員報酬の加算について（協議終了）
 - ③傍聴規則等、障がい者への合理的配慮について

(10) 平成30年11月22日（木） 議会運営委員意見交換会

- ・議会の活性化についての協議
- ①タブレット端末等、議会のICT化について
- ②傍聴規則等、障がい者への合理的配慮について

(11) 平成30年12月11日（火） 議会運営委員意見交換会

- ・12月議会の一般質問に対する意見交換
- ・議会の活性化についての協議
- ①傍聴規則等、障がい者への合理的配慮について
- ②タブレット端末等、議会のICT化について
- ・大府市議会決算審査要領の見直しについての協議

(12) 平成31年1月16日（水） 議会運営委員意見交換会

- ・大府市議会決算審査要領の一部改正（案）についての協議
- ・議会の活性化についての協議
- ①傍聴規則等、障がい者への合理的配慮について
- ②タブレット端末等、議会のICT化について

(13) 平成31年2月21日（木） 議会運営委員会

- ・大府市議会決算審査要領の一部改正についての協議（決定）

(14) 平成31年2月21日（木） 議会運営委員意見交換会

- ・議会の活性化についての協議
- ①傍聴規則等、障がい者への合理的配慮について
- ②タブレット端末等、議会のICT化について
- ・議会運営委員会における委員会活動のまとめについての協議

(15) 平成31年3月4日（月） 議会運営委員会

- ・大府市議会傍聴規則の一部改正についての協議（決定）
- ・大府市議会会議規則の一部改正議案の提出についての協議（決定）
- ・子ども連れの傍聴者の取扱いについての協議（決定）
- ・大府市議会先例集の一部改正についての協議（決定）

(16) 平成31年3月12日（火） 議会運営委員意見交換会

- ・3月議会の一般質問に対する意見交換

- ・議会の活性化についての協議
 - ①タブレット端末等、議会のICT化について
- ・議会運営委員会における委員会活動のまとめについての協議

(17) 平成31年3月12日（火） 議会運営委員会

- ・市議会におけるタブレット端末等の導入についての協議（決定）
- ・議会運営委員会における委員会活動のまとめについての協議（決定）

3 おわりに

以上が当委員会の調査研究及び協議の結果である。

現在の議員の任期は平成31年4月30日をもって満了することになっており、平成30年度は今任期の最終年と言える。そのため、当委員会では、まずは議員定数についての調査研究を優先的に進めてきた。その結果、定数についての意見が大きく三分され、いずれの意見も多数を占めるに至らず、当委員会からの議案提出は見送ることとなった。また、最終的に任期満了までに議案が提出されることはなかったが、議員定数は議会の在り方に関わる大きな問題であり、平成30年度、当委員会において調査研究を行うことができたことは、非常に有意義であったと考える。

傍聴規則については、長年、見直しを行っていなかったが、今回、約18年ぶりに改正が行われることとなった。傍聴規則の目的は、住民が円滑に傍聴できるようにするとともに、会議の秩序を維持することにある。傍聴者の権利を保障しつつ、平穏な会議運営を図るために必要な、議会にとって重要な規則である。したがって、今後とも、傍聴者が解釈に迷うことのない、内容を理解しやすい規定とすることに努めていく必要があると考える。

タブレット端末等の導入については、平成28年度の議会運営委員会において調査研究を行ってから、短期間のうちに社会情勢の変化が急速に進んできた。今回、早急に導入すべきという意見で一致したが、ICTの分野は日進月歩であり、変化が激しい。今後の導入に当たっては、市議会の議案審議、調査研究活動の充実強化という最終目標を忘れることなく取り組んでいかなければならないと考える。

最後に、当委員会の調査活動に御協力いただいた全ての方々に、この場をお借りしてお礼を申し上げ、委員会活動のまとめの結びとする。

議会運営委員会委員名簿

(平成30年5月11日～平成31年4月30日)

役職名	氏名	所属会派
委員長	深谷 直史	自民クラブ
副委員長	木下 久子	市民クラブ
委員	加古 守	自民クラブ
委員	鷹羽 琴美	自民クラブ
委員	鷹羽登久子	無所属クラブ
委員	上西 正雄	市民クラブ
委員	窪地 洋	公明党

(備考)

正副委員長のほかは、議席番号順

市議会におけるタブレット端末等の導入について

平成31年 3月12日 議会運営委員会

平成30年度、市の職員用パソコンの更新が行われ、職員用パソコンについては、原則、ウィンドウズOSのタブレット端末として更新が行われることになった。これを契機として、今後、大府市役所全体として、より一層のペーパーレス化の推進を図っていく方向性が示されている。

これまで大府市議会では、議会運営委員会等の調査研究活動において、タブレット端末等の導入については時期尚早と判断してきたところであるが、ここ数年、社会環境の変化により、社会全体でタブレット端末の普及が急速に進み、また、タブレット端末等を導入する地方議会も更に増加してきた。

このような状況を鑑み、平成30年度の議会運営委員会（同委員意見交換会）において調査研究を進めた結果、以下のとおり、大府市議会においても早急にタブレット端末等の導入を進めていくべきであるという意見で一致した。

(1) 導入の時期等について

執行部の導入状況を鑑み、大府市全体のペーパーレス化を推進するため、市議会だけが遅れをとることのないよう、平成31年5月の議員の改選後、できるだけ速やかに、議員1人につき1台のタブレット端末を導入する方向で進めていくべきである。

なお、具体的なタブレット端末の機種、導入するソフトウェア等の詳細については、執行部と調整の上で、平成31年5月の改選後に検討することとする。

(2) 導入の目的について

タブレット端末等の導入については、次に掲げる事項を主な目的とする。

- ①ペーパーレス化の推進により、紙媒体では重くなるような大量の情報を軽量で持ち運ぶことができるようにし、それを会議の場に持ち込めるようにすること。
- ②ペーパーレス化の推進により、外部印刷の印刷製本費や内部印刷の用紙代、コピー代等のより一層の削減に努めること。
- ③ペーパーレス化の推進により、職員の印刷等に係る作業時間を減らし、人件費を削減したり、あるいは、浮いた時間を他の業務に充てることができるようにすること。
- ④議案等の会議資料の電子化を進めることで、情報共有を迅速かつ容易にし、会議の内容のより一層の充実を図ること。
- ⑤グループウェアの活用によって議員の公私のスケジュール管理を容易にし、会議等の日程調整を迅速かつ容易に行えるようにし、急な会議の開催にも対応しやすくするこ

と。

- ⑥議案等の電子化等を進め、市民等への情報公開、市民等との情報共有の機能をより一層強化すること。

(3) 導入に当たっての留意事項

タブレット端末等の導入に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- ①セキュリティ対策に努め、大府市役所庁舎のセキュリティ対策に悪影響を及ぼすことのないようにすること。
- ②過大投資を避け、費用対効果を高めるために、各種新機能の導入については、議員の習熟度を考慮しつつ、段階的に進めていくこと。
- ③議案等のデータをやり取りする執行部及び議会事務局とのデータの互換性に配慮すること。

(4) 使用ルールについて

端末本体については、従来の議員控室のパソコンと同様、公費負担（貸与）することを想定しているため、当初は、これまでの議員控室のパソコンに準じた使用ルールでスタートしていくことが望ましいと考える。議場、委員会室等への持ち込みの開始時期や使用ルールの変更については、導入後の運用状況を踏まえて検討していくこととする。

(5) 庁舎外への持ち出しについて

市議会議員は、常勤の一般職とは異なり、活動の場所が市役所庁舎だけに限られないという職務の性質がある。そのため、端末の庁舎外への持ち出しを認め、通信費用も公費で負担している地方議会も見受けられる。しかしながら、庁舎外への持ち出しを想定すると、多額の通信費用に加え、より一層のセキュリティ対策が必要になるなど、運用費用が更に高額になることが見込まれる。また、端末の使用形態によっては、公費負担の適否が問題になるなど、課題や検討すべき事項が多い。したがって、当初の導入に際しては、庁舎外への持ち出しは実施しないこととし、庁舎外への持ち出しの必要性については、導入後の運用状況や公費負担の妥当性、セキュリティ対策等を勘案した上で、改めて検討することとする。

(6) 議員の自宅等とのデータのやり取りについて

端末の庁舎外への持ち出しを実施しない場合、ペーパーレス化を進めるためには、議案等の資料を議員が自宅のパソコン等から閲覧できるような仕組みを構築する必要がある。当初の導入に際しては、クラウド型のグループウェアやペーパーレス会議システムを利用するなどして、公用のタブレット端末と自宅のパソコン等との間でデータを共有し、作業中のデータをやり取りすることができるような仕組みを構築する必要がある。